

議案第19号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料4 喀痰細胞診廃止の背景

○重喫煙者に対する喀痰細胞診と胸部X線検査の併用法については、国内の症例対照研究において死亡率減少効果が確認されていることから、対策型検診として実施してきた。

○1980年代の我が国の状況では、喀痰細胞診のみで肺がんが発見された者が一定程度存在していた。

○一方で、国立がん研究センターが発出した「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン2025年度版」において、近年では、喫煙歴の低下等により、喀痰細胞診の標的疾患である肺門部扁平上皮がんの発生が減少していると評価されている。また、喀痰細胞診によって追加的に発見される肺がんの比率は40年前の1/10以下に減少し、全国で年間20~30人程度に留まっており、胸部X線に喀痰細胞診を追加することで得られる絶対的な効果は非常に小さいと評価されている。

○上記を踏まえ、同ガイドラインにおいて喀痰細胞診の併用は対策型検診としては実施しないことが推奨された。(任意型検診としても推奨しないものとされている。)

○検診の対象者は基本的には無症状者であり、喀痰症状のない無症状者で喀痰細胞診によって発見される肺がんの数は極めて少ないと考えられる。

○喀痰がある者は有症状者であり、医療機関の受診が勧められる。咳嗽・喀痰の診療ガイドラインにおいて、喀痰診療の手順が示されており、問診や喀痰細胞診等を実施している。

※令和7年10月10日厚生労働省開催 第45回がん検診のあり方に関する検討会の資料から抜粋したものに、一部追記したもの。